

秋の火災予防運動が始まります



平成24年度 全国統一防火標語
「消すまでは 出ない行かない 離れない」

朝晩肌寒くなり、暖房器具を取り扱う機会が増えるなど、火災が発生しやすい時季になりました。

この火災シーズンに備え、平成24年11月9日(金)～15日(木)の7日間、「平成24年秋季全国火災予防運動」が実施されます。

この運動は、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から毎年実施されているものです。

会員事業所におかれましても、ご家庭におかれましても、この機会に防火に関する備えを再認識していただき、火災の発生を防火し安全安心な生活を送れるようにしましょう。

事業所における防火対策

- 消火、通報、避難訓練の実施
- 火気使用設備、消防用設備等の点検整備
- 階段や通路等の避難経路の安全確保
- 全従業員に対する防火教育

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

★3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

★4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

試験・講習会のお知らせ

平成24年度に実施予定の各種試験・講習会のお知らせです。

◆甲種防火管理新規講習

講習日：第3回 平成24年11月28日(水)～29日(木) 受付期間：11月2日～11月15日
第4回 平成25年2月21日(木)～22日(金) 受付期間：1月24日～2月8日

◆防災管理新規講習

講習日：平成24年12月14日(金) 受付期間：11月19日～11月30日

講習会受講申込・お問い合わせ先 西部消防局 予防課 (TEL：0859-35-1954)

◆危険物取扱者試験 及び 準備講習会 (乙種4類のみ)

試験日：平成25年2月3日(日)

講習日：平成25年1月9日(水)～11日(金)

受付期間：平成24年11月28日～12月12日

※試験の申込は「財団法人 消防試験研究センター」ですのでご注意ください。

講習会受講申込・お問い合わせ先 米子地区防火安全協会 (TEL：0859-35-1970)

事務局より

★新規加入会員のご紹介★

米子地区防火安全協会に新規にご入会頂きました会員様をご紹介します。

株式会社 タツノ 様(松江市)

トキコテクノ株式会社 山陰営業所 様(松江市)

株式会社 富永製作所 鳥取営業所 様(鳥取市)

金山 和雄 様

どうぞよろしくお願いたします。

★お願い★

*平成24年度年会費が未納の事業所様につきましては、なるべくお早めに納入下さいますようお願い申し上げます。

*協会ホームページの「協会News」で、危険物・防火関係の情報を提供しています。随時更新しておりますので、ぜひご覧頂きご活用下さい。

協会ホームページアドレス

<http://www.y-fpsa.jpn.org/>

灯油ポリカンには、使用上の注意事項が表示されています。よく読んで安全にお使い下さい。



「型式試験確認済証」が安心の印です。



ラベルのついた
確かな製品を
選びましょう

このラベルは、消防法による容器性能試験に合格した灯油ポリカンに貼付されています。

とっとり防災フェスタ2012が 開催されました

平成24年10月28日(日)、鳥取県境港市竹内団地周辺において、「とっとり防災フェスタ2012」が開催されました。

消防・警察・自衛隊・海上保安庁などの総合災害訓練のほか、地震体験コーナーやパネルによる展示など、防災について楽しみながら知識を深めることができるイベントでした。

当日は朝から雨模様でしたが、県内外から多くの来場があり、普段なかなか見ることのできない救助訓練や災害救助車両に乗車できるなど、いっそう「防災」について身近に感じることができたのではないのでしょうか。

米子地区防火安全協会でも、会員の皆様方に参加して頂きながら防災について勉強できる機会を今後計画していければと思っています。

ご提案やご意見などございましたら、ぜひお声を聞かせて頂きますと有難いと思います。



火災発生状況 (平成24年9月30日現在)

米子地区における火災発生件数は83件で、昨年同期と比較して12件増加となりました。
また、火災による死者は3名、負傷者は15名で、昨年同期と比較して死者は3名減少、負傷者は5名増加となっています。

★火災種別の内訳

	件数 (昨年比)	昨年同期
建物	44(+2)	42
林野	4	4
車両	5(-3)	8
船舶	0	0
その他	30(+13)	17
合計	83(+12)	71



出火原因第一位は「たばこ」となっています。対策として、寝たばこは絶対にやめ、たばこの火は確実に消しましょう。

また、焚き火や草焼きも出火原因の上位となっていますので、火を消すまではその場を離れないようにし、火災を予防することが大切です。

～災害救助訓練の様子～



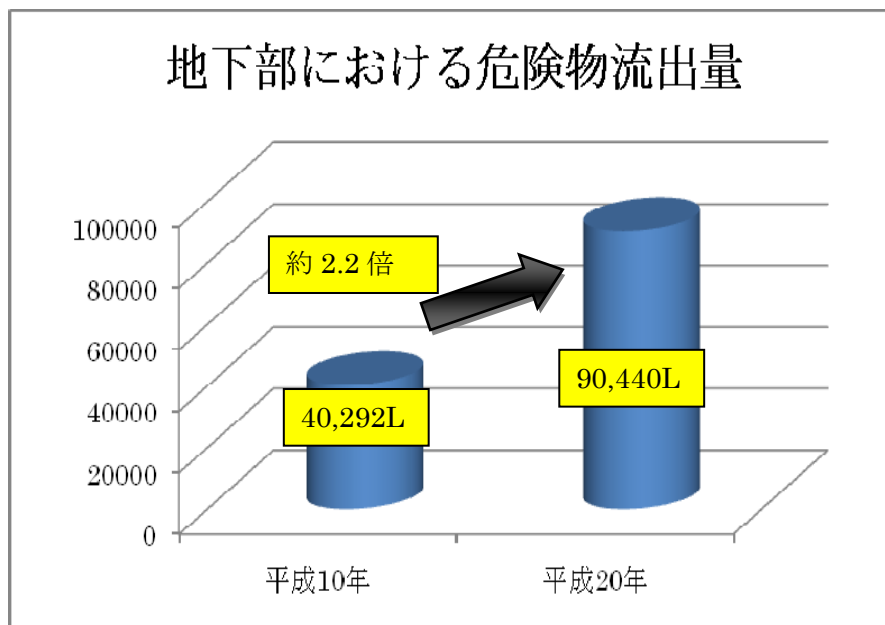
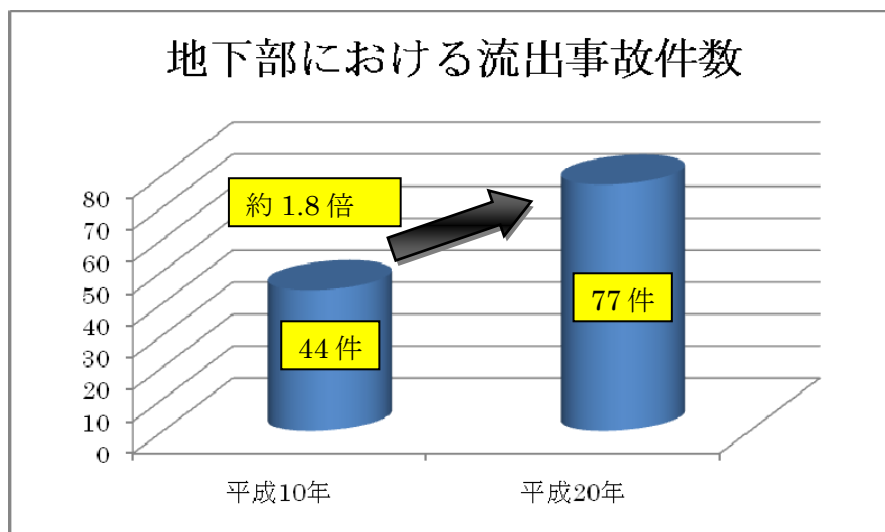
危険物地下貯蔵タンクを所有している事業者の方へ

地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要となりました！

近年、危険物施設からの危険物流出事故が増加傾向です。その中でも地下に埋設された地下貯蔵タンクの「腐食劣化」を原因とする流出事故が多発しています。

危険物流出事故が発生すれば、流出に伴う火災危険及び環境汚染が懸念されます。また流出物の回収、流出箇所の土壌改良等が必要となり、莫大な費用を費やす場合もあります。

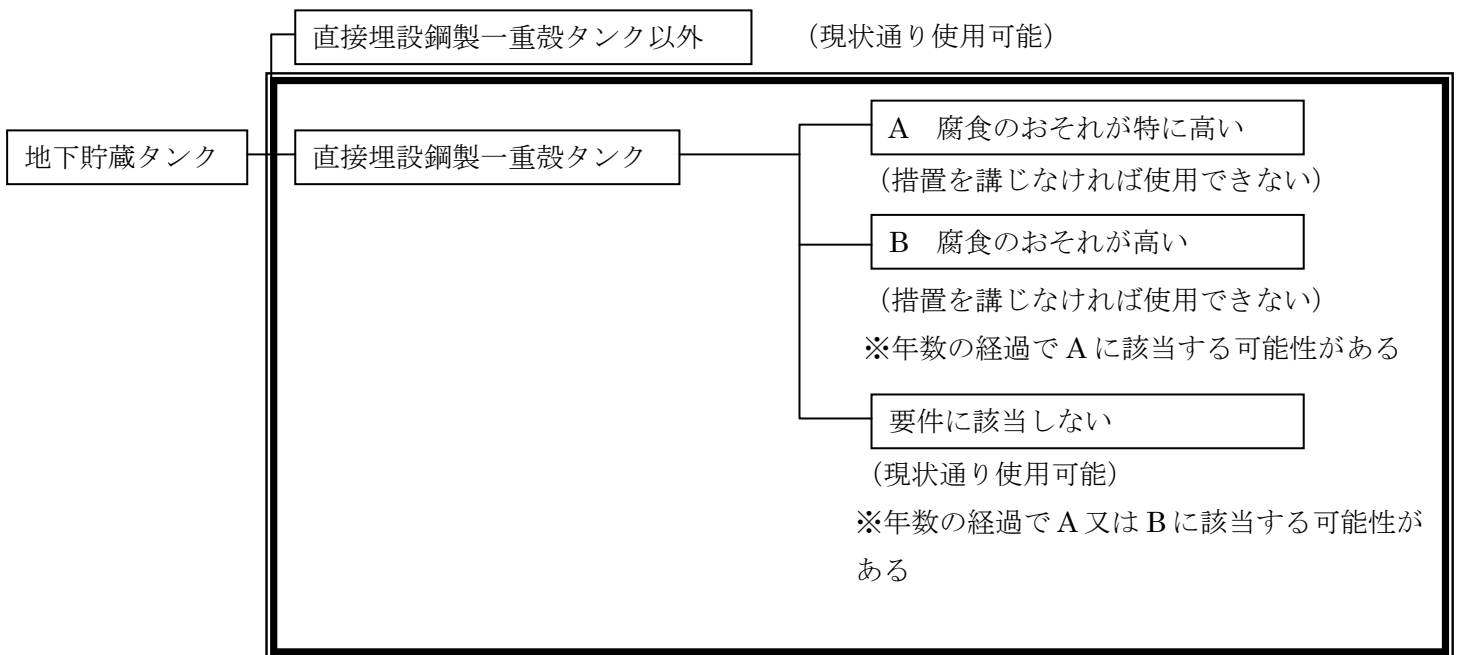
このような状況を踏まえ、流出事故が発生する可能性の高い地下貯蔵タンクの事故を防止するため法令が改正（平成23年2月1日）されました。



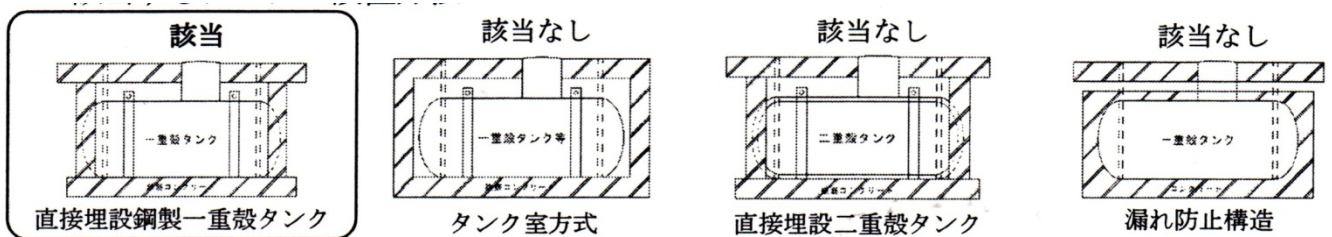
【改正の概要】

地盤面下に直接埋設された鋼製の一重殻タンクのうち、タンク外面の塗覆装の種類、設計板厚及び設置年数が一定の要件を満たすものを「腐食のおそれが高いもの」「腐食のおそれが特に高いもの」と区分し、区分に応じて一定の措置を講ずることとするものです。

～対象となる地下貯蔵タンク～



1 該当するタンクの設置方法



2 タンク外面の塗覆装の種類、設計板厚及び設置年数の要件

塗覆装の種類	設計板厚 (最小値)	設置年数 (埋設時の許可に係る完成検査済証交付年月日を起算日)				
		20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
モルタル	3.2 mm以上 4.5 mm未満			B	B	A
	4.5 mm以上 6.0 mm未満				B	A
	6.0 mm以上 8.0 mm未満					A
	8.0 mm以上					B
アスファルト	3.2 mm以上 4.5 mm未満		B	B	A	A
	4.5 mm以上 6.0 mm未満			B	B	A
	6.0 mm以上				B	A
エポキシ又は タールエポキシ	3.2 mm以上 4.5 mm未満				B	A
	4.5 mm以上 6.0 mm未満					A
	6.0 mm以上					B
強化プラスチック	3.2 mm以上 4.5 mm未満				B	A
	4.5 mm以上 12.0 mm未満					B
	12.0 mm以上					

A：腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに該当

B：腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当

3 必要な措置

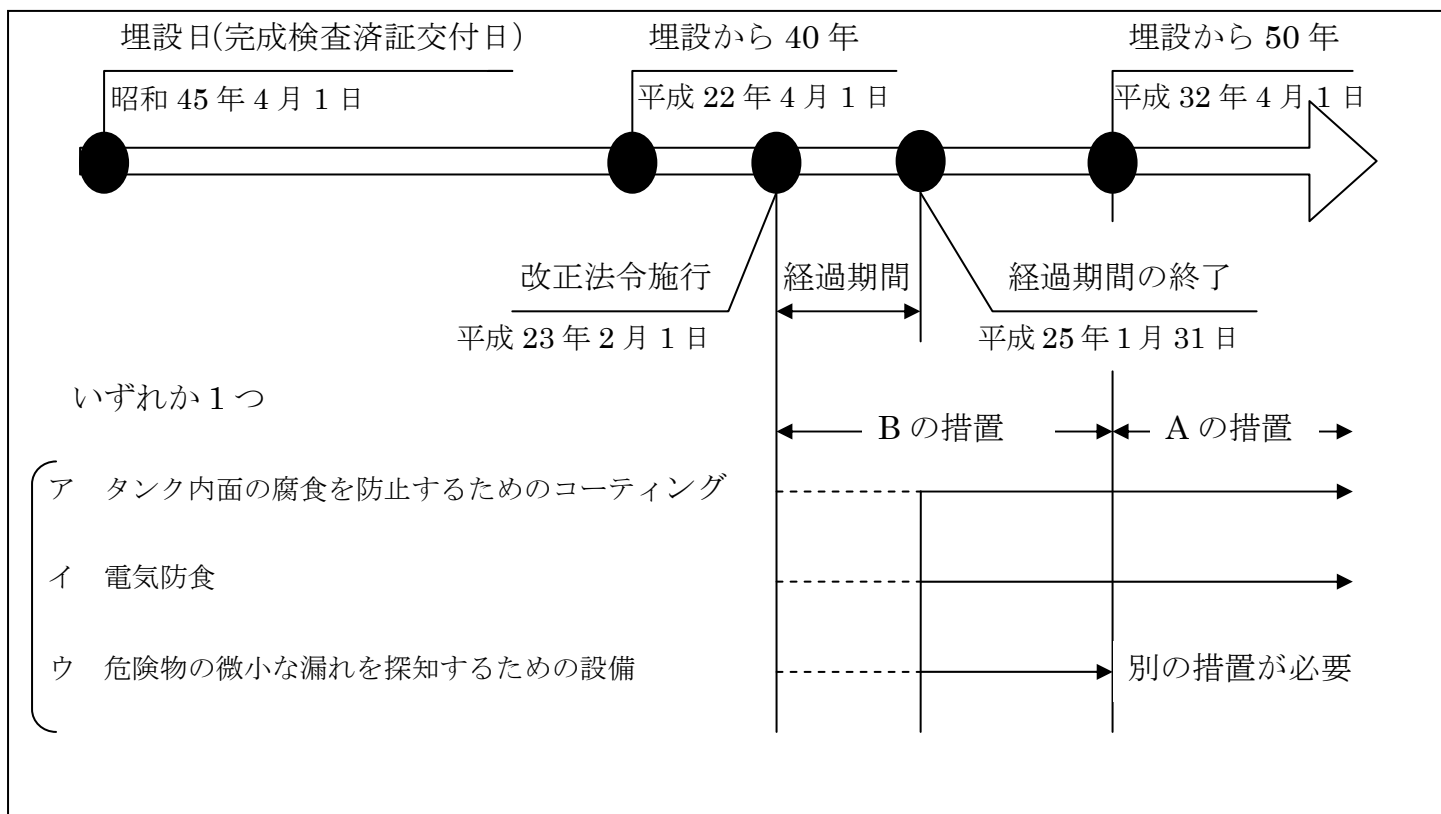
措置の種類	Aに必要な措置	Bに必要な措置
<p>ア タンク内面の腐食を防止するためのコーティング</p> <p>※工事の際タンクの状態を調べます。タンクの腐食が進んでいる場合はタンクの使用ができなくなります。</p> <p>※ タンク内面のコーティングを損傷させないようにするため、油量を自動で表示する装置 (以下「液面計」という。) が設置されていない場合、油面計の設置などの措置が必要となります</p>	<p>いずれか1つ</p> <p>(Bに該当した際にア又はイの措置を行っている場合は、その後Aに該当した際でもそのまま使用できます)</p>	<p>いずれか1つ</p>
<p>イ 電気防食</p>		
<p>ウ 危険物の微小な漏れを探知するための設備</p> <p>※通常の油面計は該当しません。</p> <p>※Aに該当した際は、ア又はイの措置が必要です</p>		

4 その他

- 経過期間は平成 25 年 1 月 31 日までです。
(平成 25 年 1 月 31 日までは、A 又は B に該当しても使用して差し支えありません)

【例】

直接埋設一重殻タンク
塗覆装の種類「アスファルト」
設計板厚「6.0 ミリ」
埋設年月日「昭和 45 年 4 月 1 日」の場合



【お問い合わせ】

消防局予防課危険物係 船木、岡
TEL 0859-35-1955
FAX 0859-35-1961

電気自動車に充電する急速充電設備の規定

米子地区防火安全協会



山陰でも、電気自動車に充電する急速充電設備の設置が進んでいます。

急速充電設備は、内部で高い電圧を発生させるため、電気設備として一定の安全対策を施す必要があり、火災予防条例に急速充電設備の構造や設置する位置などについて規定がもうけられています。

この規定は、平成24年12月1日から施行されますので、設置を予定されている会員事業所の皆さんは、お近くの消防署にお問い合わせ願います。

なお、すでに設置されている場合も、標識の設置、急速充電設備の周囲の管理、定期的な点検の実施などをされ、安全に利用できるようお願いいたします。

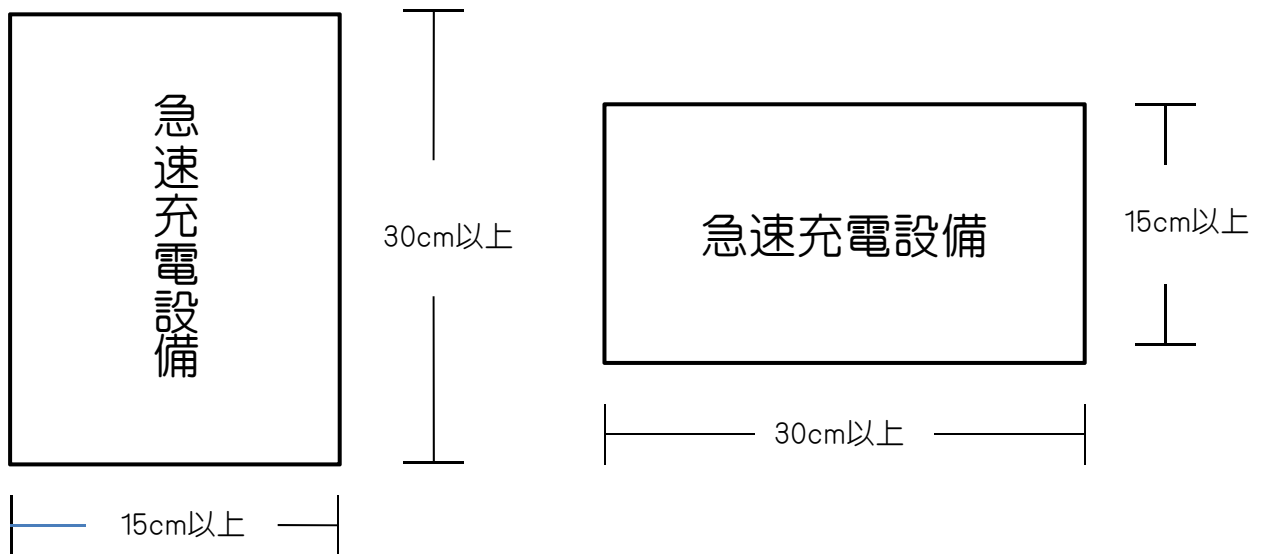
(鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例より)

主な項目	基準の概要
対象となる充電設備	・全出力が、20kwを超え50kw以下のもの。
構造の基準	・急速充電設備の筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
設置の基準	・急速充電設備は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。 ・急速充電設備は、雨水等の侵入防止の措置を講ずること。 ・急速充電設備の設置場所には、「急速充電設備」の標識を掲示すること。
安全措置	・急速充電設備と電気自動車等との間で絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 ・急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 ・漏電、地絡、制御機能電圧又は電流の異常を自動的に検知し、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 ・異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 ・手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。 ・自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
周囲の環境等	・急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。 ・急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
点検	急速充電設備に関する知識及び技能を持った者に、必要に応じて点検させること。

標識の基準

急速充電設備の設置場所には、見やすい箇所に所定の標識を設置する必要があります。

表示	地	文字	幅	長さ
急速充電設備	白色	黒色	15cm以上	30cm以上



詳しい規定は、西部消防局のホームページで「火災予防条例」をご覧ください。

<http://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/yobou/kitei/>

お問い合わせ先

- ・米子消防署 39-0251
- ・境港消防署 47-0119
- ・大山消防署 39-5002
- ・江府消防署 77-2001



雑居ビルに統括防火管理者が必要になります。

(平成26年4月1日施行)

■雑居ビルとは

雑居ビル(ざっきょビル)とは、不特定多数の業種、業態の店(テナント)、住居などが多数混在するビルのことです。

■雑居ビルの現状と問題点

新宿歌舞伎町の雑居ビル火災をはじめ、最近では大阪市の個室ビデオ店火災や高円寺の居酒屋火災など、雑居ビルの火災では多数の死傷者が発生しています。

原因としては、自動火災報知設備の不備で火災発生がわからず逃げ遅れたり、避難階段が使えなかったり、防火戸が閉まらないため猛煙が襲い、多くの犠牲者をだしています。

■「統括防火管理者」の選任の義務付けと役割

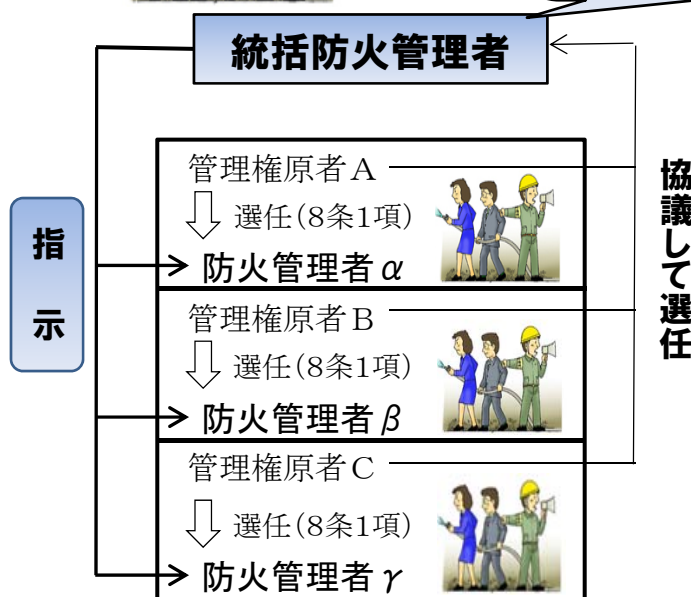
雑居ビルの形態や管理上の問題などから、建築物全体の防火管理体制が曖昧になりがちのため、ビル全体の防火管理業務を行う「統括防火管理者」の選任が義務付けられることになりました。統括防火管理者は各テナントの防火管理者へ指示する権利が与えられるとともに、建築物全体の消防計画の作成等の役割があります。

[改正後]

[統括防火管理者の役割]



- 建築物全体の消防計画の作成
- 廊下、階段、避難口等の共用部分の防火管理
- 建物全体の避難訓練等の実施



	義務化されるビル	該当する規模等
ア	6項口(入所型福祉施設)及び16項イ(複合用途ビル)で6項口が存するもの	3階以上・収容人員10人以上のもの
イ	1項から4項まで、5項イ、6項イ・ハ・ニ、9項イが存するもの	3階以上・収容人員30人以上のもの
ウ	イの用途が存する16項イ(複合用途ビル)	3階以上・収容人員30人以上のもの
エ	16項口の複合用途ビル	5階以上・収容人員50人以上のもの
オ	高さ31m以上の建築物、地下街	すべて

区分	特定防火対象物		非特定防火対象物
	A欄	B欄	C欄
1項イ		劇場、映画館、観覧場	
1項口		公会堂、集会所	
2項イ		キャバレー、カフェ、ナイトクラブ	
2項口		パチンコ店、ゲームセンター、ボーリング場、ダンス場	
2項ハ		風俗営業店舗	
2項ニ		カラオケ、ネットカフェ、個室ビデオ	
3項イ		待合、料理店	
3項口		飲食店	
4項		デパート、スーパー、店舗	
5項イ		旅館、ホテル	
5項口			マンション、社員寮、寄宿舎
6項イ		病院、診療所	
6項口	福祉施設(入所タイプ)		
6項ハ		福祉施設(通所タイプ)、保育園	
6項ニ		幼稚園	
7項			学校
8項			図書館、美術館、博物館
9項イ		蒸気浴場、熱気浴場	
9項口			銭湯等公衆浴場
10項			駅、船・航空機の発着場
11項			神社、寺院、教会
12項イ			工場、作業場
12項口			映画スタジオ、テレビスタジオ
13項イ			自動車車庫、駐車場
13項口			航空機の格納庫
14項			倉庫
15項			事務所、その他の事業所
16項イ	A欄とB欄の複合、A欄とC欄の複合、A欄とB欄とC欄が複合するもの	B欄の用途が複合、B欄とC欄が複合するもの	
16項口			C欄の用途が複合するもの

※雑居ビルの統括防火管理者の選任につきまして、協会ホームページでもご説明しておりますので、併せてご確認ください。(<http://www.y-fpsa.jpn.org/topic/bouka/fukugou-bd.html>)

事業所では、消火・通報・避難訓練を定期的実施する必要があります。また、訓練を実施する場合は、消防署に通知する必要があります。(消防法第8条参照)
 訓練実施の通知をする場合は、この用紙を使ってください。 米子地区防火安全協会

年 月 日			
消防署長 様		管理権原者又は 防火管理者(防災管理者)	
氏 名		Ⓜ	
自 衛 消 防 訓 練 通 知 書			
事業所の所在地			
事業所の名称			
業 態		令別表第一 項別	
実 施 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
訓 練 想 定	1 火災 2 地震 3 その他()		
訓 練 内 容	1.総合訓練 2.通報訓練 3.消火訓練 4.避難訓練 5.救出救護訓練		
参 加 人 員	名	担当者	
消 防 職 員 派 遣 の 要 否	必要 ・ 不要		
訓練の概要			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 訓練想定、訓練内容及び消防職員派遣の要否の欄は、該当するものを○印でかこむこと。
 3 訓練の概要欄に実施内容が記載しきれない場合は、別紙に記載し添付すること。

防火管理者の選任と消防計画の作成が必要な事業所

(消防法第8条)

区 分	特定防火対象物		非特定防火対象物
	A欄	B欄	C欄
1項イ		劇場、映画館、観覧場	
1項ロ		公会堂、集会所	
2項イ		キャバレー、カフェ、ナイトクラブ	
2項ロ		パチンコ店、ゲームセンター、ボーリング場、ダンス場	
2項ハ		風俗営業店舗	
2項ニ		カラオケ、ネットカフェ、個室ビデオ	
3項イ		待合、料理店	
3項ロ		飲食店	
4項		デパート、スーパー、店舗	
5項イ		旅館、ホテル	
5項ロ			マンション、社員寮、寄宿舎
6項イ		病院、診療所	
6項ロ	福祉施設(入所タイプ)		
6項ハ		福祉施設(通所タイプ)、保育園	
6項ニ		幼稚園	
7項			学校
8項			図書館、美術館、博物館
9項イ		蒸気浴場、熱気浴場	
9項ロ			銭湯等公衆浴場
10項			駅、船・航空機の発着場
11項			神社、寺院、教会
12項イ			工場、作業場
12項ロ			映画スタジオ、テレビスタジオ
13項イ			自動車車庫、駐車場
13項ロ			航空機の格納庫
14項			倉庫
15項			事務所、その他の事業所
16項イ	A欄の用途と、B欄又はC欄の用途が複合するもの	B欄の用途が複合、B欄とC欄の用途が複合するもの	
16項ロ			C欄の用途が複合するもの

↓

収容人員
10人以上の事業所

↓

収容人員
30人以上の事業所

↓

収容人員
50人以上の事業所

※収容人とは==> 【社員の数】と【出入りするお客さんの人数】を、合算したもの。

→お客さんの人数 : 客席の合計、会場の定員、生徒・児童・幼児の合計、入院・入所ベッドの合計、入居者の合計、店舗部分やお客さんが利用する場所を規定の面積で除した数などです。